令和 8 年 10 月 8 日

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応について
お　知　ら　せ

瀬戸内市契約管財課

ナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更する運用を導入しておりますが、このたび、本運用の対象外としていた営繕工事についても対象工事となりましたのでお知らせします。

記

1　対象工事

瀬戸内市発注工事とする。

※既契約工事を含め全ての工事に適用する

2　設計変更について

調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

①　調達検討資材の代替資材を調達した場合
②　調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③　調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

設計変更のイメージについては、国土交通省の報道発表資料を参考にしてください。

「中東情勢の変化による建設資材への影響に係る直轄工事の対応について
～受注者が安心して施工・受注できる環境の整備に向けた取組～」
URL:https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001337.html

【問合せ先】
総務部契約管財課契約検査係
Tel：0869-22-3906